

令和4年度 インフルエンザ予防接種料金の 助成について

インフルエンザ予防のため、高齢者の接種料金助成と昨年に引き続き中学生以下のお子さんの接種料金を助成します。子どものインフルエンザ予防接種は任意となっていますが、町の制度を活用してインフルエンザを予防しましょう。

助成対象

安平町の町民で、接種日現在に次のいずれかに該当する方

- (1)高齢者 ①接種日時時点で65歳以上の方
②接種日時時点で60歳～64歳の方のうち身体障害者手帳1級（心臓、腎臓、呼吸器の障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）を持つ方
- (2)中学生以下 平成19年4月2日以降に生まれた方

助成対象の接種期間

令和4年10月～令和5年1月

接種場所

【町内の医療機関】 あびら追分クリニック（旧追分菊池病院） ☎ ㊟ 2531 診療時間内
渡邊医院 ☎ ㊟ 2250 診療時間内

※接種前に医療機関へ予約の電話を入れていただくと確実です。診療時間は医療機関にお問い合わせください。

接種に必要なもの

- (1)町民であることと生年月日がわかるもの（健康保険証等を医療機関の窓口で提示してください）
- (2)子どもの接種の場合、母子健康手帳がある人はお持ちください。

医療機関での自己負担額

接種した医療機関で次の金額をお支払いください。子どもや全額助成に該当しない高齢者の場合、手続きはありません。

- (1)高齢者 1,100円 (2)子ども 550円（子どもは2回まで助成）

全額助成について

高齢者の助成対象者に限り、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、病院で自己負担額を支払ったあと、令和5年3月までに申請すると1,100円を助成します。

- ①身体障害者手帳1級、2級に該当する方（3級は内部障がいのみ該当）
- ②特別養護老人ホームや介護保険施設に入所中の方
- ③北海道から特定疾患の認定を受けている方
- ④自立支援医療を受けている方または障がい福祉サービスを行う施設に通所している方
- ⑤生活保護世帯の方

町外で接種する場合（高齢者・子ども共通）

入院等の理由により、町外のかかりつけ医のもとで接種するときは、接種時に一旦全額を支払ったあと、令和5年3月までに担当窓口へ申請すると指定の口座へ助成金を振り込みます（ただし、町外で接種した場合は助成限度額があるため、町内で接種するときよりも自己負担が多くなる場合があります）。